

東日本大震災対応について

1. 東日本大震災の災害廃棄物処理について

(1) 災害廃棄物等の処理の状況について

平成 23 年に発生した東日本大震災では、大規模地震に加え、津波の発生により、様々な災害廃棄物が混ざり合い、その性状も量もこれまでの災害を遙かに超えた被害が広範囲に発生した。被災した 13 道県 239 市町村（福島県の避難区域を除く。）において災害廃棄物が約 2,000 万トン、6 県 36 市町村において津波堆積物が約 1,100 万トン発生した。

被災県内での懸命な処理に加え、広域処理による多くの自治体や民間事業者の協力（1 都 1 府 16 県 92 件）により着実な処理が推進され、これらの処理は福島県の一部地域を除いて、目標として設定した平成 26 年 3 月末までに処理を完了した。東日本大震災における災害廃棄物等については積極的な再生利用が実施されており、災害廃棄物は約 82%、津波堆積物はほぼ全量が再生利用された。

また、福島県内の 4 市町から要請を受けて実施していた災害廃棄物の代行処理については、平成 29 年 1 月にすべて完了した。

<参考資料>

災害廃棄物情報サイト

<http://kouikishori.env.go.jp/>

2. 放射性物質に汚染された廃棄物の処理について

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により、大量の放射性物質（以下「事故由来放射性物質」という。）が一般環境中に拡散したことから、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的として、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号。以下この項において「法」という。）が制定され、平成 24 年 1 月 1 日より完全施行されている。

(1) 法第 16 条に基づく調査・報告義務等

法第 16 条第 1 項において、一定の要件に該当する水道施設等の管理者は、施設から生じた汚泥、焼却灰等の廃棄物についての事故由来放射性物質による汚染の状況を調査して、その結果を管轄の地方環境事務所長に報告しなければならないとされている。

具体的な調査・報告等の方法については、ガイドラインを公開しているので、参考にされたい。

<参考資料>

廃棄物関係ガイドライン 第一部：汚染状況調査方法ガイドライン

http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/haikibutsu-gl01_ver2.pdf

(2) 法第 18 条に基づく指定の申請について

占有する廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について調査した結果、当該廃棄物の放射性セシウム濃度（セシウム 134 及びセシウム 137 の合計値を言う。以下同じ。）が 8,000Bq/kg を超える場合、当該廃棄物の占有者は、法第 18 条第 1 項に基づき、管轄の地方環境事務所長に対し、指定廃棄物として指定することを申請することができる。具体的な申請の際は、地方環境事務所とよく相談されたい。

具体的な調査・申請方法については、ガイドラインを公開しているので、参考にされたい。

<参考資料>

廃棄物関係ガイドライン 第一部：汚染状況調査方法ガイドライン

http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/haikibutsu-gl01_ver2.pdf

(3) 指定廃棄物の指定及び指定解除について

① 指定廃棄物の指定について

環境大臣は、法第 16 条第 1 項又は第 18 条第 1 項に基づく調査の結果、廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しない（放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg 超）と認めるときは、法第 17 条第 1 項に基づき、その廃棄物を「指定廃棄物」として指定する。指定廃棄物に該当することとなったものについては、法に基づき、国がその処理を行う。

法第 17 条第 2 項において、法第 16 条第 1 項の調査の実施者は、調査対象の廃棄物が指定廃棄物として指定された場合、当該指定廃棄物が、国、国の委託業者等に引き渡されるまでの間、指定廃棄物の保管基準に従い、これを保管しなければならないとされている。また、法第 18 条第 5 項において、指定廃棄物の指定の申請をした者についても、同様の規定が置かれている。指定廃棄物の保管基準の詳細については、別途環境省においてガイドラインを策定しているので、参照されたい。

平成 29 年 3 月 31 日時点における指定廃棄物の指定状況は、全国 11 都県で指定されており、総量は 189,203 トンとなっている。福島県が一番多く 161,342 トン、栃木県が 13,533 トン、千葉県が 3,707 トン、宮城県が 3,413 トン、茨城県が 3,536 トン、群馬県が 1,187 トンとなっている。

<参考資料>

廃棄物関係ガイドライン 第三部：指定廃棄物関係ガイドライン

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/18931.pdf>

指定廃棄物処理情報サイト 指定廃棄物の指定状況

http://shiteihaiki.env.go.jp/radiological_contaminated_waste/designated_waste/

② 指定廃棄物の指定解除について

平成 28 年 4 月 28 日、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則」（平成 23 年環境省令第 33 号）の一部改正により、指定廃棄物の指定解除に関する要件や手続の整備を行った。

指定解除の仕組みは、放射能濃度が 8,000Bq/kg を下回ったことが確認された指定廃棄物について、国と一時保管者等の協議が調った場合に、指定解除を行うことができるというものであり、指定解除後の廃棄物の処理について、国は技術的・財政的支援を行うこととしている。

<参考資料>

放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト「指定解除について」

http://shiteihaiki.env.go.jp/radiological_contaminated_waste/guidelines/default.asp?listing.html

（４）指定廃棄物の処理等について

① 福島県内

福島県内の指定廃棄物については、8,000Bq/kg を超え、10 万 Bq/kg 以下のものは既存の管理型処分場、10 万 Bq/kg 超のものは中間貯蔵施設に搬入する計画である。既存の管理型処分場（旧フクシマエコテッククリーンセンター）の活用にあたっては、平成 28 年 4 月に同処分場を国有化した。その後、国と県及び地元 2 町、富岡町の地元行政区（太田、毛萱）、楡葉町の地元行政区（上繁岡）とそれぞれ安全協定を締結した。現在、輸送計画の策定や処分場内での必要な準備工事を進めているところであり、今後も引き続き、安全・安心の確保に万全を期して、地域住民の御不安や御懸念を解消できるよう努めるとともに、早期に搬入を開始できるよう、関係者との調整に取り組んでいく。

また、下水汚泥や農林業系廃棄物などの指定廃棄物については、保管が長期化すると腐敗や臭気などのおそれがあることから、性状を安定させ保管スペースを確保する目的で、焼却等の減容化事業を以下のとおり行っている。

- ・福島市堀河町終末処理場：下水汚泥減容化事業（平成 26 年 10 月末に乾燥炉の運転終了。現在は保管乾燥汚泥の搬出中。）
- ・県中浄化センター（郡山市）：下水汚泥焼却事業（平成 26 年 3 月末に指定廃棄物の焼却終了。その後福島県が継続していたが、平成 28 年 5 月末に終了。現在は焼却灰を管理型処分場へ搬出するための調整中。）

- ・福島県鮫川村における農林業系副産物等処理実証事業（平成 27 年 7 月末に焼却終了。）
- ・福島県飯舘村蔵平地区における可燃性廃棄物減容化事業（平成 28 年 1 月に仮設焼却施設で焼却を開始し、同年 4 月に資材化施設の運転を開始。）
- ・開閉所農林業系廃棄物減容化事業（稼働に向け準備中。）
- ・安達地方における可燃性廃棄物（農林業系廃棄物・除染廃棄物）減容化事業（建設工事に向けて調整中。）

② 福島県以外

福島県以外の都県においては、指定廃棄物が排出された都道府県内において処理を行うとの基本方針の下、既存の廃棄物処理施設の活用を最優先としつつ、指定廃棄物の保管状況がひっ迫している県では長期管理施設の確保を目指すなど、それぞれの地域の状況に応じた対応を進めている。

宮城県、栃木県及び千葉県においては、市町村長会議で確定した選定手法に基づき長期管理施設の詳細調査候補地を提示し、地元の理解を得られるよう取り組んできたところ。宮城県においては、市町村長会議での議論を踏まえ、まず、指定廃棄物以外の 8,000Bq/kg 以下の廃棄物の処理について検討を進めることとしている。また、栃木県においては、指定廃棄物の保管農家の負担軽減策について協議中である。

茨城県においては平成 28 年 2 月に一時保管市町村長会議を、群馬県においては同年 12 月に市町村長会議を開催し、現地保管を継続し、濃度が減衰した後に段階的に処理を進める方針を決定した。

今後とも、関係自治体と連携し、地元住民の理解を得ながら、指定廃棄物の処理を着実に推進していくこととしており、関係都県の重ねての御協力をお願いしたい。

<参考資料>

指定廃棄物処理情報処理サイト
<http://shiteihaiki.env.go.jp/>

（５）対策地域内廃棄物の処理

法に基づき、福島県の汚染廃棄物対策地域内における災害廃棄物等（以下「対策地域内廃棄物」という。）は、国が処理することとされている。

対策地域内廃棄物のうち、特に市町村毎に帰還の妨げとなる廃棄物については、早期に仮置場へ搬入できるよう進めており、平成 28 年 3 月に、帰還困難区域を除いて津波がれきの撤去と仮置場への搬入を完了した。現在は、避難指示で荒廃した家屋の解体等で発生する廃棄物の搬入を進めている。搬入された廃棄物は、重機等により破碎・選別処理を実施している。

仮置場については、当面必要な仮置場 27 箇所（うち 4 箇所においては原状

復旧済み) で供用開始済みであり、対策地域内廃棄物の搬入を進めている。
また、仮設焼却施設については、9 市町村 10 施設を設置することとしており、
うち、7 施設が稼働中、1 施設が建設工事中であるほか、2 施設では処理を
完了している。

<参考資料>

放射性物質汚染廃棄物処理情報処理サイト

<http://shiteihaiki.env.go.jp/>

対策地域内廃棄物処理計画の改定について

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17563>

(6) 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理

法第 23 条において、事故由来放射性物質に汚染され、又はそのおそれがある廃棄物（特定一般廃棄物・特定産業廃棄物）の処理を行う者には、廃棄物処理法に基づく廃棄物の処理基準に加えて、特別の処理基準が適用される（※）。処理基準の詳細については、別途環境省においてガイドラインを策定しているので、参照されたい。

<参考資料>

廃棄物関係ガイドライン

第二部：特定一般廃棄物・特定産業廃棄物関係ガイドライン

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/18930.pdf>

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物については、平成 24 年 11 月の省令改正により、要件の見直しを行ったが、その後得られた追加的な知見に基づき、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件を見直し、平成 28 年 3 月に省令改正を行ったところ。

省令改正後の特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件（範囲）については以下の WEB サイトに公表しているので、参照されたい。

<参考資料>

「放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部を改正する省令」の公布について（お知らせ）

<http://www.env.go.jp/press/102255.html>

(※) 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理に当たり適用される特別処理基準

① バグフィルター等を備えた設備を用いた焼却、熔融等

② おおむね 50cm 以上の土壌層が敷設された場所での埋立て等

なお、事業者が特定産業廃棄物の処理を他者に委託する場合には、契約書に特定産業廃棄物である旨を記載するとともに、産業廃棄物の引渡しの際に交付される産業廃棄物管理票（マニフェスト）に特定産業廃棄物である旨を記載する必要がある。

(7) 特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設の維持管理

法第 24 条において、事故由来放射性物質により汚染されたおそれのある廃棄物の処理を行う可能性の高い一定の要件に該当する廃棄物処理施設（特定一般廃棄物処理施設、特定産業廃棄物処理施設）の設置者等には、廃棄物処理法に基づく施設の維持管理基準に加えて、特別維持管理基準が適用される。

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理基準及び特定一般廃棄物処理施

設・特定産業廃棄物処理施設の維持管理基準の詳細については、別途環境省においてガイドラインを策定しているので、参照されたい。

<参考資料>

廃棄物関係ガイドライン

第二部：特定一般廃棄物・特定産業廃棄物関係ガイドライン

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/18930.pdf>

(8) 放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg 以下の廃棄物の処理について

① 円滑な処理の確保

放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg 以下の廃棄物については、周辺住民よりも被ばくしやすい作業者の追加的な被ばく量（内部被ばく及び外部被ばくの合計値）が、通常の処理を行った場合において原子力安全委員会決定において示された目安である 1 mSv/年を下回ること、及び、埋立処分を終了した最終処分場は、適切な管理を行うことにより、原子力安全委員会決定において示された目安である 10 μ Sv/年以下となることが、安全評価により確認されているところであり、通常の処理方法で適切な管理を行うことにより、周辺住民及び作業者いずれの安全も確保した上での処理が十分に可能である。

なお、法に規定する特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物並びに特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設において処理される廃棄物は、8,000Bq/kg 以下の放射性セシウム濃度を想定したものであり、通常の処理方法により安全な処理が可能であるが、放射性セシウム濃度の濃縮が想定される中間処理及び長期間にわたって管理が必要となる埋立処分については、より入念的に処理の安全性確保を行う観点から、廃棄物処理法に基づく処理基準及び維持管理基準に加えて、特別の基準を適用することとしたものである。また、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物となる廃棄物の範囲並びに特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設となる施設の要件は、相当程度安全側に立って設定している。

放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg 以下の廃棄物の最終処分を進めるに当たっては、科学的根拠に基づいて安全性について周辺住民、廃棄物処理業者等の理解を得る際に、最終処分場における放流水等の放射能濃度等のモニタリング結果も活用することができる。

以上の点については「事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理に係る留意事項について」（環廃対発第 120120001 号、環廃産発第 120120001 号）及び「事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理の推進について」（環廃対発第 1307121 号、環廃産発第 1307122 号）においても通知しているところであるが、このような状況を十分に踏まえ、放射性物質汚染対処特措法の趣旨等に基づき、廃棄物関係ガイドラインに準拠した方法で廃棄物の処理を行うよう、改めてお願いする。

<参考資料>

- ・ 「事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理に係る留意事項について」(環廃対発第 120120001 号、環廃産発第 120120001 号)
<http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/no120120001.pdf>
- ・ 「事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理の推進について」(環廃対発第 1307121 号、環廃産発第 1307122 号)
<http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/no1307121.pdf>

② 農林業系廃棄物の処理促進について

(放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金の積極的な活用をお願い)

放射性セシウム濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物については、従来と同様の処理方法により安全に処理することが可能であることから、廃棄物処理法に基づき、一般廃棄物については市町村等が、産業廃棄物については排出事業者が処理することとなっている。

しかしながら、従来循環利用されていた稲わら、牧草等が放射性物質に汚染されたことにより、廃棄物となったものについては、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kg以下のものであっても、処理が進まず、問題化している。このため、平成24年度補正予算において、当該廃棄物の処理に要する経費を助成する事業を創設し、平成29年度についても引き続き予算を措置している(以下の事業概要を参照)。

本事業を活用した農林業系廃棄物の処理が進むよう、引き続き、関係する地方農政局や都道府県の農林業部局等とも連携し、当該廃棄物が発生している市町村等に対して、当該事業の情報提供を行うなど、当該廃棄物の処理の促進に向けて特段の御協力をお願いする。

<事業概要>

- ア. 補助対象者：一般廃棄物の処理を行う市町村等(一部事務組合を含む。)
- イ. 補助率：1/2(地方負担額は震災復興特別交付税で全額措置)
- ウ. 予算額：約42億円(平成29年度)

<参考資料>

放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金

<http://www.env.go.jp/jishin/rmp/fiscal/subsidy05.html>

(9) 指定廃棄物に指定された産業廃棄物等の産業廃棄物管理票の取扱について

産業廃棄物が指定廃棄物の指定を受けた場合等の産業廃棄物管理票の取扱について、「中間処理産業廃棄物が指定廃棄物となった場合等の産業廃棄物管理票等の取扱いについて」(平成25年1月18日付け環廃産発第1301183号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)

を通知したので、その運用に遺漏なきよう、御留意頂きたい。

<参考資料>

中間処理産業廃棄物が指定廃棄物となった場合等の産業廃棄物管理票等の取扱いについて

<http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/no1301183.pdf>

(10) 電離放射線障害防止規則について

取り扱う廃棄物の放射能濃度が 10,000Bq/kg を超える場合等は、電離放射線障害防止規則（以下「電離則」という。）に従って作業者の安全を確保いただくよう、平成 23 年の事務連絡等で案内していたが、平成 25 年の電離則改正により、10,000Bq/kg を超える廃棄物の処分業務に従事する作業者に係る安全対策が整備された。これにより、電離則及び同ガイドラインが適用される、放射能濃度が 10,000Bq/kg を超える廃棄物等の処分(※)業務（事故由来廃棄物等処分業務）を行う場合は、その趣旨を御理解の上、ガイドラインを適切に活用いただきたい。

※処分 … 最終処分（埋め立て）、中間貯蔵、中間処理（選別、破碎、圧縮、濃縮、焼却等）及びそれらに関連する施設・設備の保守・点検作業

なお、上下水道施設において発生した事故由来廃棄物等に該当する汚泥等や、焼却施設において一般廃棄物や産業廃棄物を焼却した灰が結果的に 10,000Bq/kg を超えたものを単に貯蔵する業務（汚泥等を遠隔操作等により作業員が直接触れない方法で容器に封入する業務を含む。）は、事故由来廃棄物等処分業務には含まれず、事故由来廃棄物等以外の放射性物質の貯蔵として、従前どおり規制が適用される。

<参考>

除染等業務に係る放射線障害防止対策について（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000029897.html>

資料

放射性物質汚染対処特措法に基づき国が処理を行う廃棄物

①対策地域内廃棄物

- 環境大臣が指定した**汚染廃棄物対策地域**※内にある廃棄物のうち、一定の要件に該当するもの

※ その地域内にある廃棄物が特別な管理が必要な程度に汚染されているおそれがあると認められること等一定の要件に該当する地域(=旧警戒区域、旧計画的避難区域)

<対策地域内廃棄物の例>

- ・ 地震・津波によって生じたがれき
- ・ 家屋解体によって生じた廃棄物 等

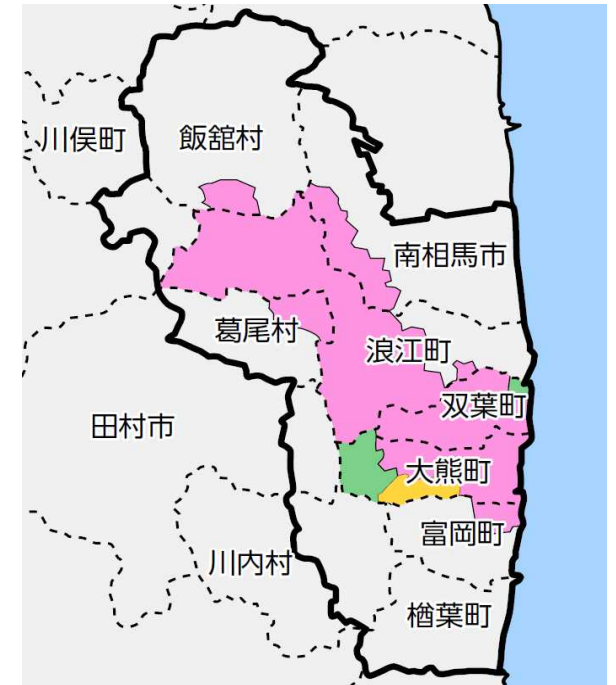
②指定廃棄物

- 事故由来放射性物質による**汚染状態が8,000Bq/kgを超えると認められ、環境大臣の指定**※を受けた廃棄物

※ 環境大臣は、焼却施設の焼却灰等の汚染状態の調査結果や、廃棄物の占有者からの申請に基づき、当該廃棄物の汚染状態が8,000Bq/kgを超えていると認めた場合に指定

<指定廃棄物の例>

- ・ 焼却灰
- ・ 農林業系廃棄物(稲わら、堆肥) 等



汚染廃棄物対策地域 避難指示解除準備区域
居住制限区域 帰還困難区域



焼却灰



農林業系副産物(稲わら)

⇒ 対策地域内廃棄物、指定廃棄物は国が処理

放射性物質汚染対処特措法の基本方針

○ 放射性物質汚染対処特措法の基本方針(平成23年11月11日閣議決定)において、県内で発生した指定廃棄物は当該県内で処理することが定められています。

■ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく基本方針(抜粋)

3. 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する基本的事項

(3) 指定廃棄物の処理に関する事項

(前略)

指定廃棄物の処理は、水道施設から生じた汚泥等の堆積物等については厚生労働省、公共下水道・流域下水道に係る発生汚泥等については国土交通省、工業用水道施設から生じた汚泥等の堆積物等については経済産業省、集落排水施設から生じた汚泥等の堆積物等及び農林業系副産物については農林水産省と連携して、環境省が行う。また、指定廃棄物の処理は、当該指定廃棄物が排出された都道府県内において行うものとする。

指定廃棄物の指定状況(平成29年3月31日時点)

	焼却灰				浄水発生土 (上水)		浄水発生土 (工水)		下水汚泥 ※焼却灰含む		農林業系副産物 (稲わらなど)		その他		合計	
	焼却灰(一般)		焼却灰(産廃)		件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)
	件	数量(t)	件	数量(t)												
岩手県	8	199.8											2	275.8	10	475.6
宮城県					9	1,014.2					3	2,271.5	30	127.1	42	3,412.8
福島県	455	123,693.7	153	3,427.6	35	2,261.2	5	203.1	95	10,710.9	63	4,652.4	140	16,392.6	946	161,341.5
茨城県	20	2,380.1							2	925.8	1	0.4	3	229.4	26	3,535.7
栃木県	24	2,447.4			14	727.5	0 ※1 (1)	0 (66.6)	8	2,200.0	27	8,137.0	6	21.3	79	13,533.1
群馬県					6	545.8	1	127.0	5	513.9					12	1,186.7
千葉県	46	2,719.4	2	0.6					1	542.0			14	444.6	63	3,706.5
東京都	1	980.7	1	1.0											2	981.7
神奈川県													3	2.9	3	2.9
新潟県					4	1,017.9									4	1,017.9
静岡県													1	8.6	1	8.6
合計	554	132,421.1	156	3,429.2	68	5,566.6	6	330.1	111	14,892.6	94	15,061.3	199	17,502.2	1,188	189,203.0

※1 栃木県の浄水発生土(工水)(1件、66.6t)は、上水と兼用の施設で発生したものであり、浄水発生土(上水)に含めた。

福島県内の指定廃棄物の処理の進め方

焼却・乾燥等の処理によって、指定廃棄物の減容化や性状の安定化を図る事業を進めている。福島県内で発生した指定廃棄物については、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超え10万Bq/kg以下のものは既存の管理型処分場、10万Bq/kgを超えるものは中間貯蔵施設に搬入することとしている。

特定廃棄物

指定廃棄物
(8,000Bq/kg超)

対策地域内廃棄物
(旧警戒区域・計画的避難区域内)

仮設焼却施設にて焼却(可燃物)

10万Bq/kg以下

10万Bq/kg超

既存の管理型処分場

中間貯蔵施設

減容化・再生利用等
・最終処分へ

減容化事業の例

福島市堀河町終末処理場

平成26年10月末、脱水汚泥等の乾燥処理を完了。平成28年3月末には施設の解体完了。



下水汚泥

福島県県中浄化センター(郡山市)

平成26年3月、脱水汚泥等の焼却事業を終了。以降、県が8千Bq/kg以下の焼却処理を行い、平成28年5月末で焼却完了。



鮫川村

平成27年7月末をもって、農林業系廃棄物等の焼却を終了。



農林業系・除染廃棄物等

飯舘村蕨平地区

飯舘村及び村外の5市町の汚染廃棄物を減容化する事業。平成28年1月に仮設焼却施設の運転を開始。同年4月には併設の資材化施設についても運転を開始。

田村市・川内村内民有地(開閉所)

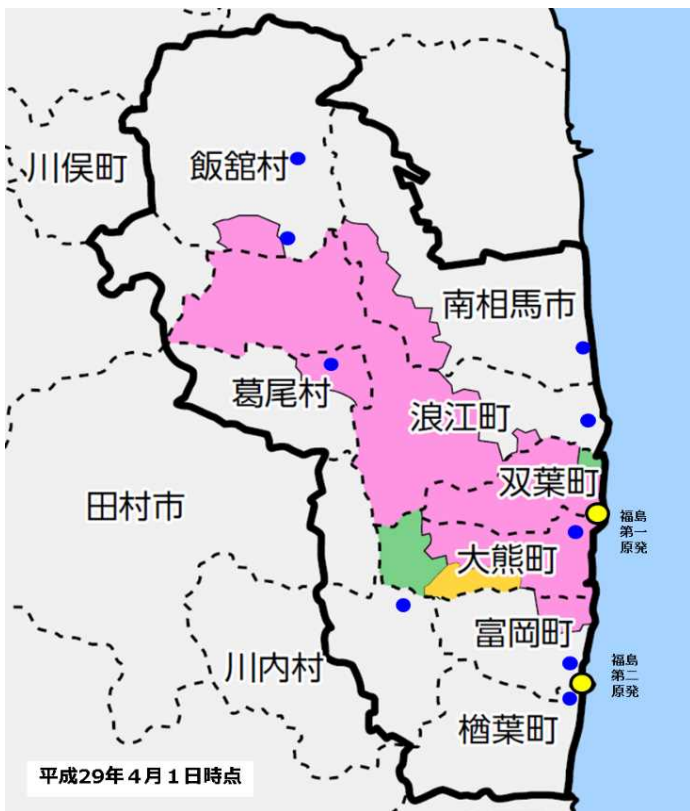
県中・県南等24市町村の農林業系廃棄物を減容化する事業。稼働に向け準備中。

安達地方

安達地方の3市村(二本松市・本宮市・大玉村)の農林業系廃棄物及び可燃性の除染廃棄物を減容化する事業。建設工事に向けて調整中。

国直轄による福島県の対策地域内廃棄物の処理進捗状況

(H29.5.12現在)



平成29年4月1日時点

- 仮設焼却施設 (建設工事中、解体撤去済等を含む)
- 汚染廃棄物対策地域
- 避難指示解除準備区域
- 居住制限区域
- 帰還困難区域



大熊町の仮設焼却施設 (工事中) (平成29年4月)

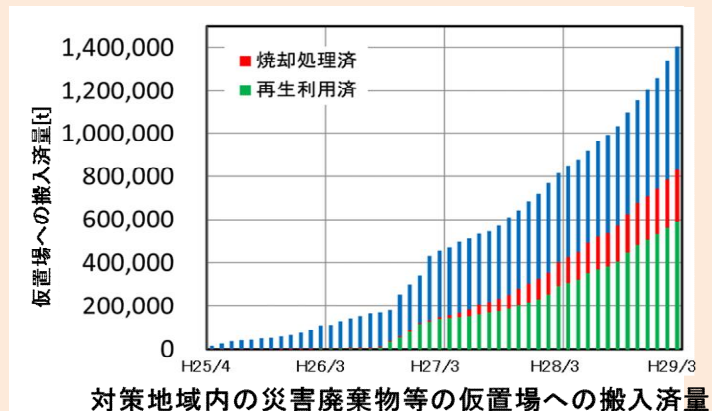
対策地域内廃棄物処理計画(平成25年12月26日一部改定)に基づき、災害廃棄物等の処理を実施中。

【帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入状況】

○帰還困難区域を除き、平成27年度末時点で、仮置場への搬入を完了。

【災害廃棄物等の仮置場への搬入済量】

○平成29年3月末時点、約140万トン搬入完了 (うち、焼却処理済量は約24万t、再生利用済量は約59万t)。



対策地域内の災害廃棄物等の仮置場への搬入済量

【津波がれきの撤去状況】

○旧警戒区域の津波がれきについては、帰還困難区域を除き、平成28年3月に仮置場への搬入を完了。

【仮設焼却施設の設置状況】

稼働中	富岡町、南相馬市、葛尾村、浪江町、飯舘村(蕨平地区)、楢葉町
建設工事中	大熊町
発注準備中	双葉町
施設解体工事中	川内村、飯舘村(小宮地区)

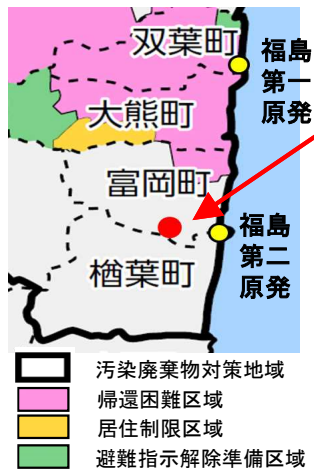


楢葉町の仮設焼却施設 (平成28年10月)

※田村市、川俣町については既存の処理施設で処理。

管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業について

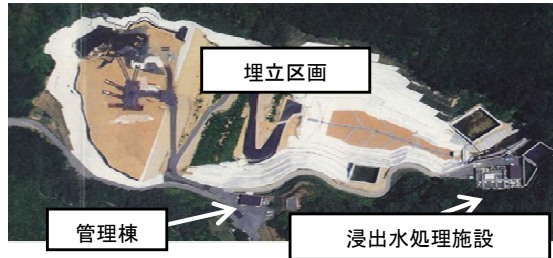
施設の概要



特定廃棄物埋立処分施設 (旧フクシマエコテッククリーンセンター)

※富岡町に位置(搬入路は楡葉町)

- ・処分場面積: 約9.4ha
- ・埋立容量: 約96万 m^3
(埋立可能容量: 約65万 m^3)



調整等の進捗状況

- H25.12.14 国が福島県・富岡町・楡葉町に受入れを要請
- H27.12. 4 県知事、両町長から国に対し、苦渋の決断であるが、事業を容認する旨、伝達
- H28. 4.18 既存管理型処分場について国有化
- H28. 6.27 国と県・両町との間で、管理型処分場の周辺地域の安全確保に関する協定を締結
- H29. 5.17 県、楡葉町に対し、地元との安全協定がなくても特定廃棄物の搬入を行う旨、伝達。
- <現在>
 - ・ 富岡町地元行政区(太田・毛萱)と安全協定を締結済。
 - ・ 楡葉町地元行政区(上繁岡)と安全協定を締結済。
 - ・ 輸送計画を策定中。
 - ・ 場内での必要な準備工事を実施中。

埋立対象物・搬入期間

- 埋立対象物: 双葉郡8町村の生活ごみ、対策地域内廃棄物等、福島県内の指定廃棄物 (10万Bq/kg以下のものに限る)
- 搬入期間: 双葉郡8町村の生活ごみは約10年間、対策地域内廃棄物等及び指定廃棄物は約6年間

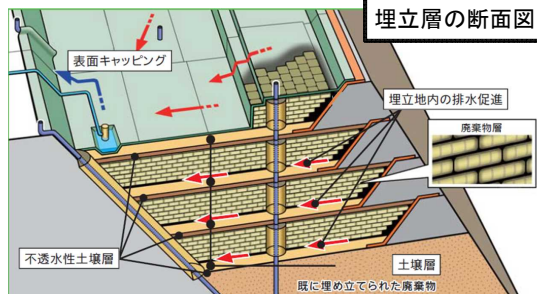
安全な埋立処分のための取組

埋立処分にあたっては、以下のような安全対策を実施することとしている。

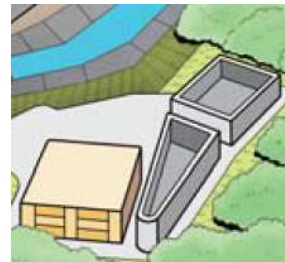
- 埋立処分における多重の安全対策: 放射性セシウムの溶出抑制、雨水の浸入抑制、浸出水処理等の多重の安全対策を実施。



飛灰等はセメントで固形化し、溶出を抑制



埋立地における雨水の浸入抑制や排水の促進等



浸出水の処理と処理水の濃度監視

- モニタリング: 大気、地下水、浸出水処理水、河川水等の放射能濃度のモニタリングを定期的実施し、結果を速やかに公表。

○ 管理体制:

- ・ 国が責任を持って管理。また、学識経験者や福島県、富岡町、楡葉町及び地域住民で構成される環境安全委員会において、処分状況やモニタリングデータ等を監視。
- ・ 埋立完了後も、浸出水の処理や施設の点検・保守、モニタリングを継続。

指定廃棄物に関する関係5県の状況

宮城県

【市町村長会議】

第1～4回：H24.10～H25.11

第5回：H26.1.20

→詳細調査候補地を3カ所提示

くりはらし ふかやまだけ たいわちようしもはら かみまち たしろだけ
(栗原市深山嶽、大和町下原、加美町田代岳)

第6回：H26.7.25

第7回（県主催）：H26.8.4

→県知事が県内市町長の総意として
詳細調査受入れ表明

平成26年8月より3カ所の詳細調査候補地で詳細調査を開始。

→ただし、現地調査は、加美町の反対活動により実施できず（平成27年も断念）

H27.4.5、5.29、10.13

県民向けフォーラム

H27.10～11

有識者を交えた加美町との
意見交換会（2回）

第8回：H27.12.13

第9回（県主催）：H28.3.19

指定廃棄物の再測定結果、環境省の
考え方を説明

第10回（県主催）：H28.5.27

第11回（県主催）：H28.11.3

→指定廃棄物以外の測定結果の公表、
県による8,000Bq/kg以下の廃棄物
(指定廃棄物を除く)の処理方針の
提示

第12回（県主催）：H28.12.27

第12回から半年後を目処に再度市町村長会
議を開催予定

栃木県

【市町村長会議】

第1～3回：H25.4～H25.8

第4回：H25.12.24

→選定手法が確定

H26.7.30

→詳細調査候補地を1カ所
提示

しおやまち てらしまいり
(塩谷町寺島入)

第5回：H26.7.31

第6回：H26.11.9

H27.5.14、6.22、9.13

県民向けフォーラム

H27.10.14

塩谷町寺島入の豪雨
影響調査

H27.12.7

塩谷町長が調査候補地
の返上を宣言

第7回：H28.5.23

→指定廃棄物の再測定実施を
決定

第8回：H28.10.17

→再測定の結果の公表、
今後の進め方の提示

H29.3.30 一時保管者の意向
確認結果を公表

現在、塩谷町への働きかけや、
保管農家の負担軽減策等を
県・保管市町と調整中

千葉県

【市町村長会議】

第1～3回：H25.4～H26.1

第4回：H26.4.17

→選定手法が確定

H27.4.24

→詳細調査候補地を
1カ所提示

(東京電力千葉火力発電所の
土地の一部(千葉市中央区))

H27.5.20、6.2

千葉市議会全員協議会

H27.6.8、6.10

千葉市議会・市長から
再協議の申入れ

H27.6.29、7.7、13、20、8.7

千葉市の自治会長や
住民を対象に説明

H27.12.14

再協議申入れへの回答

H28.6.28

千葉市から指定解除の
申出

H28.7.23

千葉市の指定廃棄物を
指定解除

茨城県

【市町村長会議】

第1回：H25.4.12

第2回：H25.6.27

第3回：H25.12.25

第4回：H27.1.28

【一時保管
市町村長会議】

第1回：H27.4.6

第2回：H28.2.4

→現地保管を継続
し、段階的に処理
を進める方針を決
定

H29.3.31

県内の指定廃棄
物等の再測定を実
施し、結果を公表

群馬県

【市町村長会議】

第1回：H25.4.19

第2回：H25.7.1

第3回：H28.12.26

→現地保管を
継続し、段階
的に処理を進
める方針を決
定

5 県の指定廃棄物等の放射能濃度に関する将来推計

山本大臣閣議後記者会見で公表した資料から抜粋(H29.3.31)

○経過年数に応じた自然減衰を考慮し、放射性セシウム濃度を推計。

		指定廃棄物の数量	うち、8,000Bq/kgを超えるもの※1		
			現在※2	5年後	10年後
宮城県※3	重量（単位：トン）	3,404.1	1,090	238	194
茨城県	重量（単位：トン）	3,643.0	612.3	18.2	0.4
栃木県※4	重量（単位：トン）	13,533.1	5,200程度 ～6,500程度	2,500程度 ～4,100程度	2,200程度 ～3,600程度
群馬県	重量（単位：トン）	1,186.7	513	323	269
千葉県	重量（単位：トン）	3,690.2	2,500	1,760	1,510

※1 茨城県、宮城県及び栃木県については、放射能濃度の再測定の結果、群馬県及び千葉県については、指定申請書等に記載されている情報を基に、経過年数に応じた減衰を考慮し、放射性セシウム濃度を推計。このうち、8,000Bq/kg超のものについて合算。

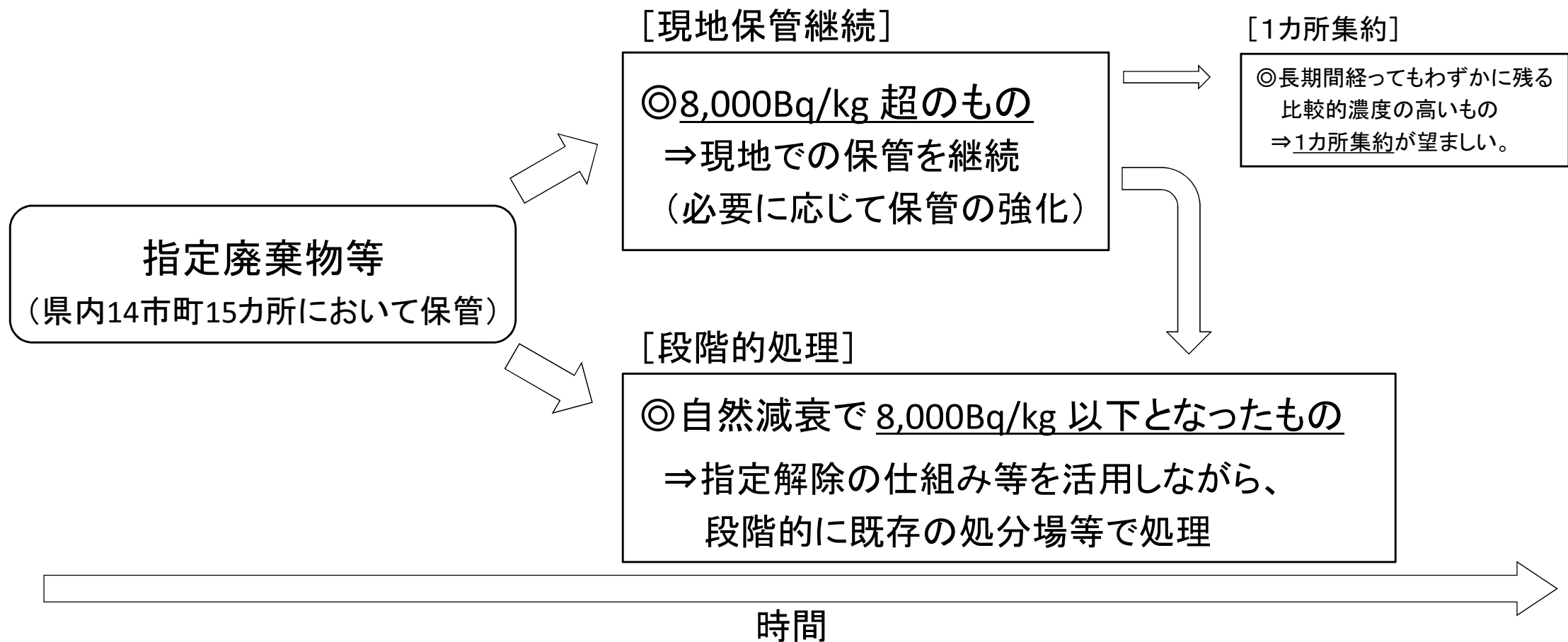
※2 宮城県、千葉県については平成28年1月1日、栃木県は平成28年10月1日、群馬県は平成28年12月1日を現在として推計。

※3 宮城県においては、可燃性廃棄物（農業系副産物）が含まれるが、これらについては、将来的な焼却等による量及び濃度の変動は見込まずに推計。

※4 栃木県においては、将来的な焼却等による量及び濃度の変動は見込まずに推計（例えば、8,000Bq/kg以下に減衰した農業系を焼却した場合に、8,000Bq/kgを超えるものの量が増加する可能性がある）。また、再測定したものについては再測定値を用い、再測定対象外のものについては指定申請時の濃度に基づく推計値を用いた場合と、再測定で見られた傾向が再測定対象外のものにも当てはまると仮定して拡大推計した場合とで幅を持たせて、農業系の全体量を推計した。

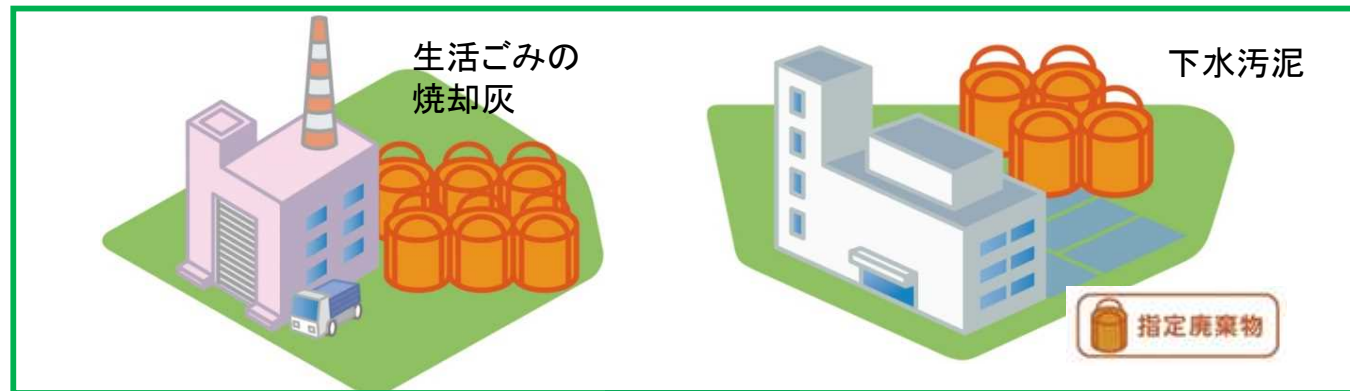
茨城県における現地保管継続・段階的処理の考え方

- 現地保管を継続し、8,000Bq/kg以下に自然減衰後、段階的に既存の処分場等で処理。
- 8,000Bq/kg以下となるのに長期間を要する比較的濃度の高いものについては、1カ所集約が望ましく、引き続き協力を依頼。



現地保管継続に当たっての保管強化策について

- 現地保管を継続する場合には、住民の更なる安心の確保や、災害等のリスクの更なる軽減により、長期に渡る管理を確実なものとする必要がある。
- 地元の要望や想定されるリスクを踏まえて、必要に応じて保管強化を実施。



<考えられる保管強化策の例>

ボックスカルバートの設置



コンクリートボックスへ入替



鋼製コンテナへの収納



コンクリート構造の堅固な
既存の施設へ移送



指定廃棄物の指定解除の仕組みについて

平成28年4月28日 改正省令公布・施行

【 目的 】

- ◆ 放射性物質に汚染された廃棄物のうち、8,000Bq/kgを超える濃度のものは、特別な管理が必要となるため、環境大臣が指定し、国が処理することとなっている。
- ◆ 一方、放射能の減衰により8,000Bq/kg以下となった廃棄物は、通常の処理方法でも技術的に安全に処理することが可能である。8,000Bq/kg以下の廃棄物については、廃棄物処理法の下で処理が進められてきている。こうした状況を踏まえ、これまで規定されていなかった指定解除の要件や手続きを整備した。

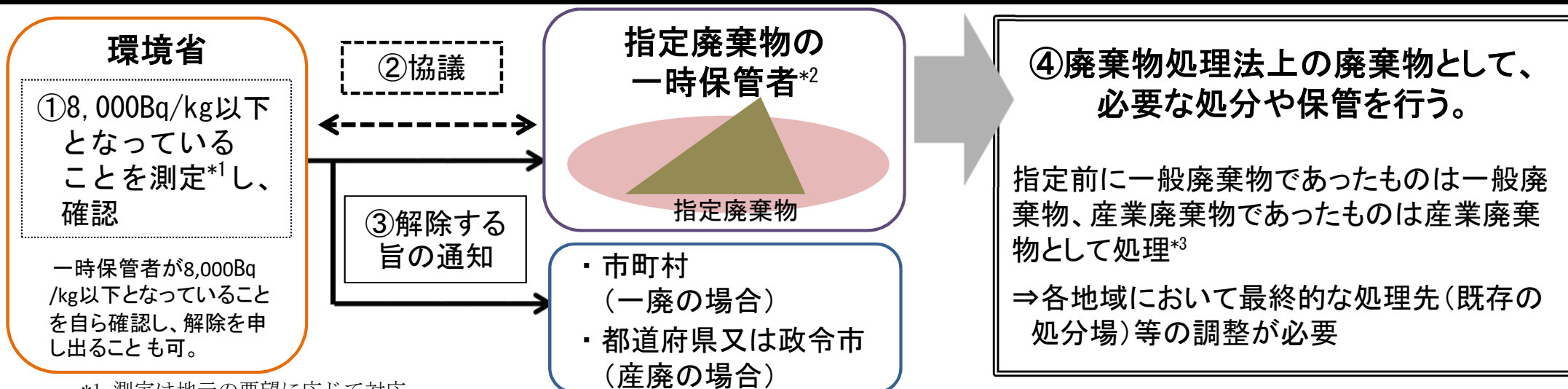
【 仕組み 】

- ◆ 指定廃棄物が8,000Bq/kg以下となっている場合、環境大臣は、一時保管者や解除後の処理責任者（市町村又は排出事業者）と協議した上で、指定を解除することができる。

※ 協議が整わない場合、指定の解除は行わない。

- ◆ 指定解除後は、廃棄物処理法の処理基準等に基づき、一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は排出事業者の処理責任の下で必要な保管・処分を行う。

※ 指定解除後の廃棄物の処理が円滑に進むよう、8,000Bq/kg以下の廃棄物の安全性の説明等、環境省でも必要な技術的・財政的支援を行う。



*1 測定は地元の要望に応じて対応。

*2 一時保管者と解除後の処理責任者が異なる場合は、処理責任者も対象。

*3 このうち、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物は、廃棄物処理法上の処理基準のほか、特措法上の特別処理基準として上乗せあり。

農林業系廃棄物の処理加速化事業

〔H29 予算：4,221 百万円〕

【目的】

従来、循環利用されていた稲わら、牧草等が放射性物質に汚染されたことにより、廃棄物となって大量に発生。このうち、8,000Bq/kg以下のものは、廃棄物処理法に基づき市町村等が処理を行うこととしているが、その処理が進まないことから、やむを得ず農家の敷地等に一時保管されており問題化。また、このまま処理が進まないと、腐敗や火災の原因となることが懸念され、処理そのものが困難となるおそれ。

このため、当該廃棄物の処理に要する経費の一部を助成し、市町村等による処理を促進。

保管がひっ迫している 汚染廃棄物の例



稲わら



堆肥



牧草



きのこ原木

処理の
加速化

【事業の概要】

- 1 補助対象者
廃棄物の処理を行う市町村等（一部事務組合を含む。）
- 2 処理の対象となる汚染廃棄物
これまで循環利用されてきたが、事故由来放射性物質に汚染されたことで発生した8,000Bq/kg以下の可燃性一般廃棄物
- 3 補助率
1/2（国）
※残りの地方負担額は震災復興特別交付税で全額措置
- 4 処理に必要な経費の例
廃棄物の処理に必要な一連の工程に係る経費を助成
 - ① 処理計画の策定等に要する経費
 - ② 地域住民への理解促進に要する経費（空間線量率測定費等）
 - ③ 廃棄物の収集・運搬から処理・処分_に要する経費（仮設焼却炉の設置等）